

教職課程認定基準等について

- 2022.12.20
令和4年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

目次

1. 課程認定制度の概要等
2. 教職課程に関する改正等について
3. 教育課程
4. 教育研究実施組織
5. 関係手続
6. その他

※ 本資料においては、免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」: 教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」: 各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



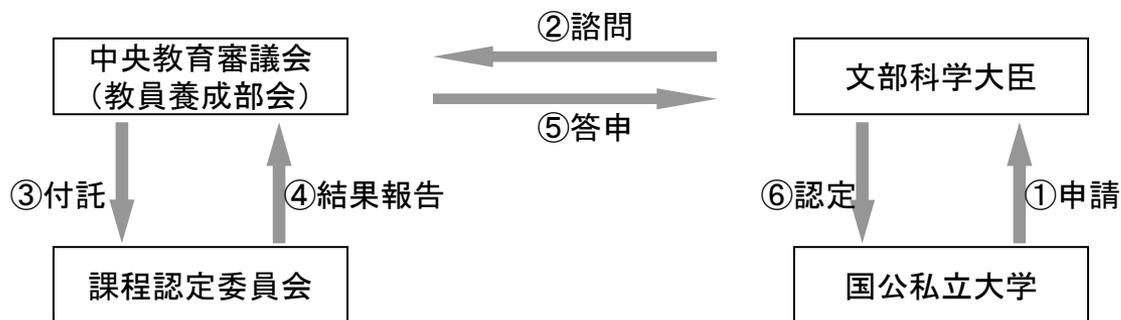
1. 課程認定制度の概要等



1. 課程認定制度の概要等

1. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



2. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教育研究実施組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格①

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(4)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等 等

（参考） 過去認められた例）

- 中高一種免(国語)：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免(英語)：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免(技術)：デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例)

- 中高一種免(保健体育)：経営系学科
- 中一種免(社会)：心理系学科
- 高一種免(地理歴史)：法学系学科

※手引P166の相当性基準の解説参照

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(4)

・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目の位置付け 等



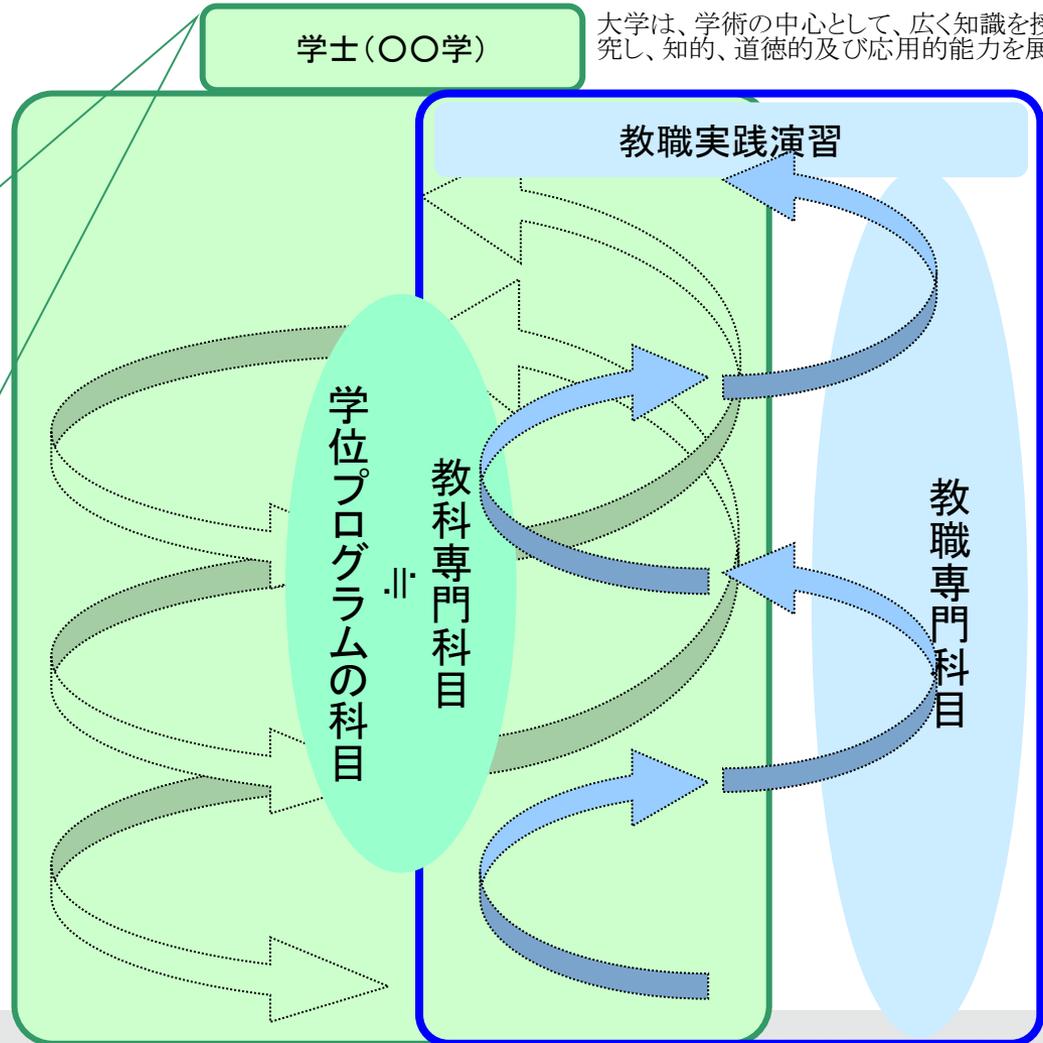
1. 課程認定制度の概要等 学科等の目的・性格②

教職課程を設置する大学は、**学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成**しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、**教職課程プログラムを体系的に履修**することが求められる。

○学位プログラム(大学設置基準)

(教育課程の編成方針)
 第十九条 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
 3 (略)

(教育課程の編成方法)
 第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。



大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
 (学教法第83条第1項)

○教職課程(教育職員免許法施行規則)

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。
 2～5 (略)
 6 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
 第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2. 教職課程に関する改正等について

2. 教職課程に関する改正等について

1. 今年度の教職課程に関する改正の概要

	事項	改正概要	関係通知等
1	特別支援学校免許状に関する施行規則改正、コアカリキュラムの策定を踏まえた課程認定基準等の改正	<ul style="list-style-type: none">・免許法施行規則の改正(特別支援学校教諭免許状の科目で取り扱う内容について明確化)・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定・教職課程認定基準等の改正(特別支援免許状に係る規則改正等を踏まえた改正)・総合的な探究の時間(高校)関係改正	<ul style="list-style-type: none">○通知:4文科初第969号(令和4年7月28日)○特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(令和4年7月27日)○事務連絡:令和4年10月3日(特支免の変更届の提出について)
2	大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正	<ul style="list-style-type: none">・基幹教員制度導入への対応 等	<ul style="list-style-type: none">○通知:4文科高第963号(令和4年9月30日)○事務連絡:令和4年11月25日(大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について)

2. 教職課程に関する改正等について－教職専任教員について

【教職専任教員の定義】

・教職課程認定基準3(7)

認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす**教職専任教員を置くものとする。**

- ① 専ら当該課程を有する学科等(全学的に教職課程を実施する組織(注)を含む。以下教職専任教員に関する規定において同じ。)の教育研究に従事する者
- ② 当該学科等の教職課程の授業を担当する者
- ③ 当該学科等の教職課程の編成に参画する者
- ④ 当該学科等の学生の教職指導を担当する者

※**基幹教員で、上記を満たす者は、教職専任教員として算入可能。**

基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号等の**ただし書に定める基幹教員(以下「ただし書教員」)**についても、各教職課程の**必要専任教員数の1/4の範囲内で算入可能(算入可能な範囲については、各免許課程ごとに規定)。**

※**基幹教員のうち、ただし書教員を教職専任教員に活用する場合は、大学として基幹教員制度を導入する場合であることに留意。**

(注)「全学的に教職課程を実施する組織」

教職課程センター等、学内の教職課程に関する全学的な組織を想定。当該組織に籍を置き、かつ認定を受けようとする学科等にも発令等がある場合に当該学科等の専任教員として認めてきた運用を明確化。



定義：以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)
	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

右に記載のA又はBのいずれか

- ※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
- ※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等(月額報酬20万円以上)を想定

教員(全体)

基幹教員

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間8単位以上の授業科目を担当する教員**
(専ら当該大学の教育研究に従事する者**以外の者**)

※例えば、クロスアポイントメント等により、複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間8単位以上の授業科目を担当する教員** (専ら**当該大学の教育研究に従事する者**)

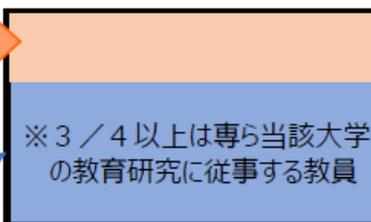
教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**主要授業科目を担当する教員** (専ら**当該大学の教育研究に従事する者**)

基幹教員以外の教員

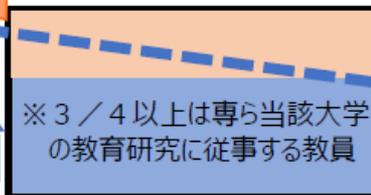
※各学部等の授業科目を担当しない教員

複数の大学・学部等で算入可能
(各々の学部で年間8単位以上担当)

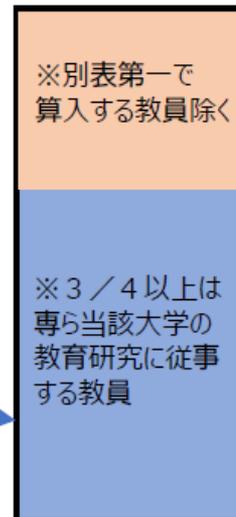
【別表第一】
A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数



B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数



【別表第二】
大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数



算入はいずれか[1]まで

注：学部以外の基本組織(教教分離型の場合は教育組織)を含む

- ✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
- ✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

【教育実習等の時間数について】

・教職課程認定基準12(1)

教育実践に関する科目(教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。)、特別支援教育に関する科目(心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。)及び教育実習に含むことができる学校体験活動(以下「教育実習等」という。)の**1単位あたりの時間数は、30時間を標準とする。**

※1単位あたり30時間を大きく下回る場合を除き大学の判断で時間設定を行うことを妨げるものではない。

ただし、大学設置基準等における単位の計算方法が、**1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする点は従前と変わらないことに留意。**

単位の計算方法について

改正前

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした上で、授業の方法に応じて単位数の計算方法の基準を定めていた。

- 一単位に必要な授業時間数
 講義及び演習 → 15時間～30時間
 実験、実習及び実技 → 30時間～45時間

授業方法の多様化が進む中で、授業方法によって単位の計算方法を定めることは、必ずしも合理的とは言えず、国際的にも類例が見当たらない。

改正後

1 単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定を廃止

- ※単位制度自体は変更なし（1単位＝授業外学修も含めた45時間の学修を標準とすることは維持）
- ※医療関係職種養成所指定規則等では、1単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限が改正前と同様の30時間とすることとされたことに注意が必要

→様々な授業方法を柔軟に組み合わせた授業科目の設定も可能に

- (単位)
 第二十一条 [略]
 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
 3 [略]

◎上記規定は、学則において改正前の規定を引用している大学も多く見受けられます。今回の改正に合わせて大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討が必要となることが考えられます。

※ただし、本改正後に直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではありません。

45



2. 教職課程に関する改正等について－その他の改正

【教員組織→教育研究実施組織】

大学設置基準等における「教員組織」が「教育研究実施組織」に改正されたことに伴い、課程認定基準等も改正。

【総合的な学習の時間の指導法→総合的な探究の時間の指導法】

高等学校学習指導要領の改訂に伴う免許法施行規則、課程認定基準等、規定の整備（令和4年7月27日付け通知）。

※ 形式的な改正であり、高校の免許課程を置く大学のシラバスにおいては、既に高校の学習指導要領に基づく総合的な探究の時間について取り扱っているものと認識。本改正に伴い、科目の名称を変更する大学にあっては、科目の変更届の процедуруを行う必要があるが、名称変更は必須ではない。

3. 教育課程



3. 教育課程 — 各科目に含めることが必要な事項

教職課程認定基準4-2 ※小学校の教職課程の場合
 (同旨: 幼稚園4-1(2)、中学校4-3(4)、高等学校4-4(4)、養護教諭4-6(2)、栄養教諭4-7(2))

(3) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表に規定する科目(教育の基礎的理解に関する科目など)ごとに開設されなければならない。

なお、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

教職課程認定審査の確認事項2

(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。

また、**施行規則において最低修得単位数を定める事項**については、**当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設**しなければならない(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く)。

- ※「施行規則において最低修得単位数を定める事項」
- ・各教科の指導法
 - ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - ・道徳の理論及び指導法
 - ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法

【例：小学校】	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2

3. 教育課程 —1つの授業科目に複数の事項を含める場合

教職課程認定審査の確認事項2

(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合においては、以下の観点から審査を行うこととする。

- ① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること
- ② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと
- ③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること
- ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

(過去の審査会での指摘(例))

- ・「生徒指導」と「進路指導」の2つの事項を含む授業科目について、「生徒指導」という科目名称では両事項を含む科目であることが判別ができないため、取り扱う事項全ての内容が含まれている科目名称とすること。
- ・3つ以上の事項を含めた授業科目の開設は、相対的に各事項の内容が薄くなってしまうため、科目を分けて開設すること。



3. 教育課程 — コアカリキュラムによる確認

教職課程認定審査の確認事項2

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

- ① 教職課程コアカリキュラム (令和3年8月4日 教員養成部会決定)
- ② 外国語(英語)コアカリキュラム (文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力教科のための調査研究事業」平成28年度報告書)
- ③ 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム (令和4年7月27日 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定)

- シラバスを作成する際に、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に即した内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれているか、各大学がコアカリキュラム対応表によって確認を行った上で申請を行う。
- 提出されたシラバスの審査は、コアカリキュラム対応表において「到達目標」の内容が含まれていることを各大学が確認していることを踏まえて行うものであり、コアカリキュラムに記載されている目標に含まれる個々の要素一つ一つを確認するわけではなく、適切な授業内容となっているかどうか総合的な観点から審査を行う。



3. 教育課程 — コアカリキュラム対応表

＜コアカリキュラム対応表＞

「教職課程コアカリキュラム」、「外国語(英語)コアカリキュラム」、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の対象となる授業科目のうち必修・選択必修科目の全てについて作成する。

＜作成例 教職課程コアカリキュラム対応表＞

②教職課程コアカリキュラム対応表

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標: 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付ける。

* (1-1)、(1-2)、(1-3)のいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

＜(1-1)教育に関する社会的事項＞
一般目標: 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにこれに対応するための教育政策の動向を理解する。
到達目標: 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

＜(1-2)教育に関する制度的事項＞
一般目標: 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。
到達目標: 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度を成る諸課題について例示することができる。

＜(1-3)教育に関する経営的事項＞
一般目標: 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。
到達目標: 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

＜(2)学校と地域との連携＞
一般目標: 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。
到達目標: 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

＜(3)学校安全への対応＞
一般目標: 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。
到達目標: 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

項目	(1-1)				(2)		(3)	
	1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)
1								
2	○							
3		○						
4								
5								
6								
7		○						
8			○					
9			○					
10			○					
11				○				
12					○	○		
13							○	○
14								
15								
1							○	
2							○	
3							○	
4								○
5								○
6								○
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

各到達目標を扱う授業回に○を付すこと。

・左側の「教職課程コアカリキュラム」の目標を確認の上、各授業回でこれに該当する箇所○を記載。

※これまでの記載方法は、単独授業回で該当する箇所に◎、複数授業回で該当する箇所には○としていたが、この区別を廃止し、記載方法を○のみに変更している。

※コアカリキュラム表を作成することで、各科目のシラバスの内容が、コアカリキュラムで示している項目を網羅しているか確認を行ってください。

3. 教育課程 — 特支免コアカリキュラム対応表①

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第3欄科目>

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

- (1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握
- 一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。
- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標： 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準とし、発達障害のある幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

- (1)教育課程の編成の意義
- 一般目標： 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育の「センター」としての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。
- 到達目標： 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。
- (2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント
- 一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育の「センター」としての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。
- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —指導法—

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

- (1)各教科等の配慮事項と授業設計
- 一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようになるため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

発達障害者に関する教育の領域	項目 到達目標 /授業回	心理、生理、 病理	教育課程		指導法
		(1)	(1)	(2)	(1)
授業科目名(シラバスのページ番号)、単位数及び授業回数					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

※特支免コアカリキュラム対応表は、到達目標レベルではなく、「一般目標」レベルでの対応関係について記入する様式になっている。
各大学において、特支免コアカリキュラムの各「到達目標」への対応状況について、確認を行ってください。18

3. 教育課程 — 特支免コアカリキュラム対応表②

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 —教育課程—

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

※第3欄の重複障害者に関する教育の領域のコアカリキュラムは、教育課程に関するものしか記述されていない。
 重複障害領域の「心理・生理・病理」及び「指導法」については、これを取り扱う科目の授業回を確認の上、○を付す。

<第3欄科目>

重複障害者に関する教育の領域	項目	心理 生理 病理	教育課程		指導法
			(1)		
			1)	2)	
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回	到達目標／授業回				

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

3. 教育課程 ー幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」

1. 「領域に関する専門的事項」に関する科目を開設する場合

- 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域のうち、**一種免許状は5領域、二種免許状は4領域**以上の科目ごとに授業科目を開設することが必要。

(教職課程認定基準4-1(1))

※ 令和5年度入学者より、幼稚園教諭免許状の「領域に関する専門的事項」を**小学校**の「**教科に関する専門的事項**」をもってあてることができなくなるため、来年度入学者以降の幼稚園教諭の専門科目は、完全に領域科目に転換。

(参考)教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成二十九年十一月十七日文部科学省令第四十一号) 附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。(省略)

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程(旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。)については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。

3. 教育課程 — 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の科目開設

1. 小学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(以下「**小学校全教科**」という。)のうち、**1以上の開設が必要**。
(教職課程認定基準4-2(1))
- 「各教科の指導法」は、**小学校全教科の指導法について開設が必要**。
(教職課程認定基準4-2(2))

2. 中学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上、二種免許状は10単位以上開設が必要**。
(教職課程認定基準4-3(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は8単位以上開設が必要**。
(教職課程認定基準4-3(3))

3. 高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法」に関する科目開設

- 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、**一種免許状は20単位以上開設が必要**。
(教職課程認定基準4-4(1))
- 「各教科の指導法」は、**一種免許状は4単位以上開設が必要**。
(教職課程認定基準4-4(3))



3. 教育課程 「複合科目」及び「複合領域」の取扱い

「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合せた内容に係る授業科目として「複合科目」の開設が可能（幼稚園は「複合領域」）。

- （例）
- ・「教科に関する専門的事項」と「教科の指導法」を統合した授業科目
 - ・教科の内容及び構成に関する授業科目
 - ・「歴史総合」、「地理総合」、「公共」などの専門的事項を横断した授業科目 等

1. 小学校、中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」の取扱い

- ① 小学校教諭免許状の「複合科目」を担当する教職専任教員は、一定の範囲で**必要教職専任教員の総数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-2(4))
- ② 中学校、高等学校教諭免許状の「複合科目」を担当する**教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-3(5)i)、4-4(5)i))
- ③ **中学校及び高等学校教諭免許状の「複合科目」は、「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の取扱いに準じて、複数の課程で共通開設が可能**。
(教職課程認定基準4-8(3))
- ④ ③により複数の課程で**共通開設する「複合科目」を担当する教職専任教員は、それぞれの課程の教職専任教員とすることが可能**。
(教職課程認定基準4-8(4))

2. 幼稚園教諭免許状の「複合領域」の取扱い

幼稚園教諭免許状の「複合領域」を担当する**教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることが可能**。
(教職課程認定基準4-1(3))



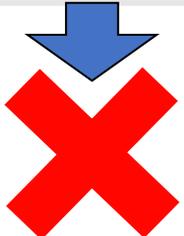
3.教育課程 他学科開設科目、共通科目

(例) C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」は自学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■ 中学校・国語 ※単位は全て各2単位と仮定

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c	c	c
国文学（国文学史を含む。）	a	a	c
漢文学	b	b	c
書道（書写を中心とする。）	b	b	b

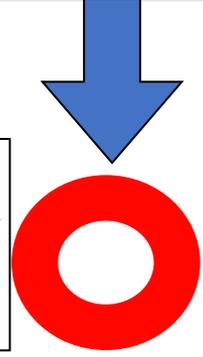
専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えている。また、授業科目単位数も他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えているため、基準を満たさない。



■ 高等学校・国語 ※単位は全て各4単位と仮定

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c	c	c
国文学（国文学史を含む。）	a	a	c
漢文学	b	b	c

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えているが、授業科目単位数では他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えていないため、基準を満たす。



3. 教育課程 — 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

教職課程認定審査の確認事項2

(6) **教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動** (学校における授業、部活動等の教育活動その他の**校務に関する補助**又は幼児、児童若しくは生徒に対して**学校の授業の終了後**若しくは**休業日**において**学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助**を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって**教育実習としての目標を達成**すること
- ② 実習校と大学が**連携して実施体制やプログラム等を構築**すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、**学生は実習校の指示の下に活動**を行うこと

学校インターンシップの実施イメージ

目的
教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット
教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

< 具体的なイメージ(例) >

大学の教職課程の学習内容	
1年次	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○学校インターンシップ
2年次	○教育課程及び指導法に関する科目 ○教科に関する科目 ○学校インターンシップ
3年次	○教育課程及び指導法に関する科目 ○教科に関する科目 ○生徒指導・進路指導等に関する科目 ○教育実習
4年次	(教員採用試験) (○教職体験型学校インターンシップ) (採用予定者) 教員として採用

【パターン】 ○インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合
 (例1) 通年型：毎週水曜日 × 2時間 × 30週
 (例2) 分割型：毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)
 毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)
 毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)
 ○上記に加えて、30時間の自主的学修が必要
 ※ 各大学の判断により、様々な形態で実施
 ※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要

【具体的な活動内容】
 ○児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○授業補助
 ○学校行事や部活動への参加 ○事務作業の補助
 ○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの 学校における活動全般 について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に 教員としての職務の一部を体験 させることが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定 (ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度 (高校の場合2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価書の作成(そのための指導教員を選任し、組織的な指導体制を構築)

※ イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価書の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様の評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

3. 教育課程 一障害のある学生の教育実習の支援について

(令和3年4月1日付け事務連絡より抜粋)

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

① 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

② 教育実習受入校との教育実習実施前の調整

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

③ 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

④ 教育実習中の状況把握

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ 教育実習実施後の成果と課題の把握

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

令和3年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究

障がいのある学生の 教育実習における合理的配慮に関する 対応マニュアルとチェックリスト



大阪教育大学は文部科学省より委託を受けて、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究」を行いました。

目的

教職課程を置く大学等に在籍する障がいのある学生が教育実習に参加する際の支援を検討するにあたり、教育実習の指導等にかかわる教職員が障がいのある学生に対して配慮すべき事項を明らかにしました。調査研究で明らかとなった内容を参考に、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項をまとめ、その配慮事項のマニュアル及びチェックリストを作成し、公開しました。

マニュアル、チェックリストについて

本調査にご協力くださった教職課程をおく大学の教育実習担当部署や障がい学生支援の専門部署の教職員へのインタビュー調査をもとに、障がいのある学生の教育実習にあたっての対応マニュアルと対応の実施状況を確認するチェックリストを、本学の各障がい種を専門とする教員、障がい学生支援専門部署、教育実習担当部署の教職員で作成しました。また、マニュアル、チェックリストは、教育実習受け入れ側の学校現場との連携が重要であることから、大阪府立支援学校校長会のご協力を得て、現場教員の認識を踏まえた有識者会議においても検討を行いました。

作成したマニュアル、チェックリストはHPで公開しております。また、冊子での配布も行っております。ご希望の方は以下の項目を記載の上、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームにお問い合わせください。

件名：教育実習における合理的配慮に関する
マニュアル、チェックリストの問い合わせ
本文：機関名
送付先住所
ご担当者名
メールアドレス

事業報告HP

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienro/om/index.html>



Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

本事業は、文部科学省からの委託を受けて、大阪教育大学が実施したものです。

お問い合わせ先：大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)

4. 教育研究実施組織



4. 教育研究実施組織 — 教職専任教員の配置について

認定を受けようとする教職課程ごとに、教職専任教員を必要数配置することが原則

・教職課程認定基準3(10)

教職専任教員は、①「領域に関する専門的事項」、②「教科に関する専門的事項」、③「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、④「特別支援教育に関する科目」又は⑤「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

【必要教職専任教員数】

	教科専門科目 (領域・養護・栄養)	教職専門科目
幼稚園教諭	3人以上	3人以上
小学校教諭	1人以上	3人以上
上記含め合計8人		
中学校教諭	2～4人以上	2人以上
高等学校教諭	2～4人以上	2人以上
養護教諭	3人以上	2人以上
栄養教諭	——	2人以上

1. 幼稚園教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、「領域専門科目」「教職専門科目」いずれか又は合わせて2人増員

(教職課程認定基準4-1(3))

2. 小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに、「教科専門科目」「教職専門科目」「複合科目」のいずれか又は合わせて2人増員

(教職課程認定基準4-2(4))

3. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、
801～1200人以下は 3人以上、
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) ii) 等)

4. 教育研究実施組織 — 基幹教員の算入について①

教職専任教員の定義に該当する基幹教員は必要教職専任教員数に算入可能であるが、「ただし書教員」の算入数・範囲については、各免許課程ごとに規定

【幼稚園の場合】

領域に関する専門的事項	保育内容指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等
①幼稚園全領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人 合計3人以上	②教育の基礎的理解に関する科目において1人 ③「保育内容の指導法」及び道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人 合計3人以上

基準4-1(3)(※4)

3(7)の規定にかかわらず、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、…それぞれのただし書に定める基幹教員で、3(7)②から④までの事項を満たす者(「ただし書教員」という。以下、必要教職専任教員の規定において同じ)は、**本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内**で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、**本表①、②及び③にそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする**)。

■定員50人の場合

上記の表の人数の合計(6人)の4分の1まで可能であるため、**6人のうち、1人までは「ただし書教員」の算入が可能**

■定員100人の場合

上記の表の人数+2人増員の合計(8人)の4分の1まで可能であるため、**8人のうち、2人までは「ただし書教員」の算入が可能**

表の①、②、③にそれぞれ配置する1人は専ら当該学科等に従事する者を配置

【小学校の場合】

配置する科目	必要教職専任教員数
①「教科に関する専門的事項」	①～④にそれぞれ1人 上記を含め①～⑤で 合計8人以上
②教育の基礎的理解に関する科目	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
④「各教科の指導法」	
⑤「複合科目」	

基準4-2(4)

3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、**必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内**で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、前段に定める①～④にそれぞれ配置する1人(短期大学の専攻科にあっては①の1人及び②～④の1人)については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

■定員50人の場合

上記の表の人数の合計(8人)の4分の1まで可能であるため、**8人のうち、2人までは「ただし書教員」の算入が可能**

■定員100人の場合

上記の表の人数+2人増員の合計(10人)の4分の1まで可能であるため、**10人のうち、2人までは「ただし書教員」の算入が可能**

**上記①～④にそれぞれ配置する1人は専ら当該学科等に
従事する者を配置**



4. 教育研究実施組織

一 基幹教員の算入について③

【中学校の場合(教科)】

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
社会	4人以上
数学	3人以上
理科	4人以上
(略)	(略)

【高校の場合(教科)】

免許教科	必要教職専任教員数
国語	3人以上
(略)	(略)
理科	4人以上
(略)	(略)
情報	4人以上

基準4-3(5) i)、4-4(5) i)

- (※4) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、**本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内**で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。
- (※5) (※2)、(※3)又は(※4)による基幹教員を認定を受けようとする学科等における教職専任教員としてみなす場合は、**本表に定める必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、専ら認定を受けようとする学科等の教育研究に従事する者**とすること。

■国語(中高)の場合

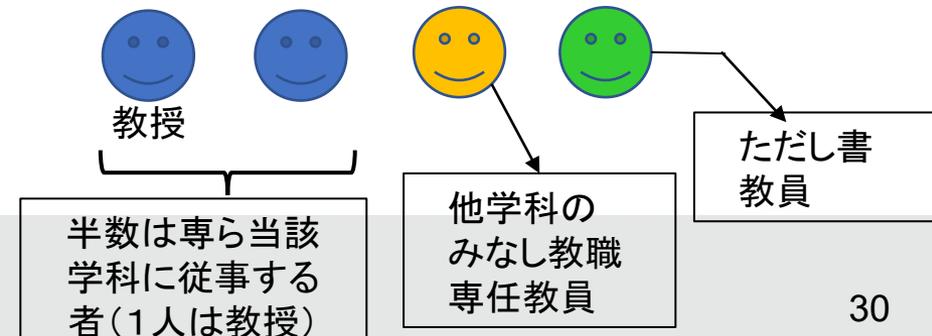
必要教職専任教員数が3人であるため、「**ただし書教員**」の算入は**不可**

■社会(中)、理科(中高)、情報(高)の場合

必要教職専任教員数が4人であるため、**4人のうち1人**までは「**ただし書教員**」の算入が**可能**

(※5)の配置基準に留意すること

例)理科(4人)の場合



4. 教育研究実施組織 — 基幹教員の算入について④

【中学・高校・養護・栄養の場合(教職専門科目)】

入学定員計	必要教職専任教員数
800人以下	2人以上
801人～1,200人	3人以上
1,201人～	4人以上

基準4-3(5) ii)、4-4(5) ii) ほか

(※2) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる(ただし、(※1)のそれぞれ配置する1人については、専ら当該学科等の教育研究に従事する者とする)。

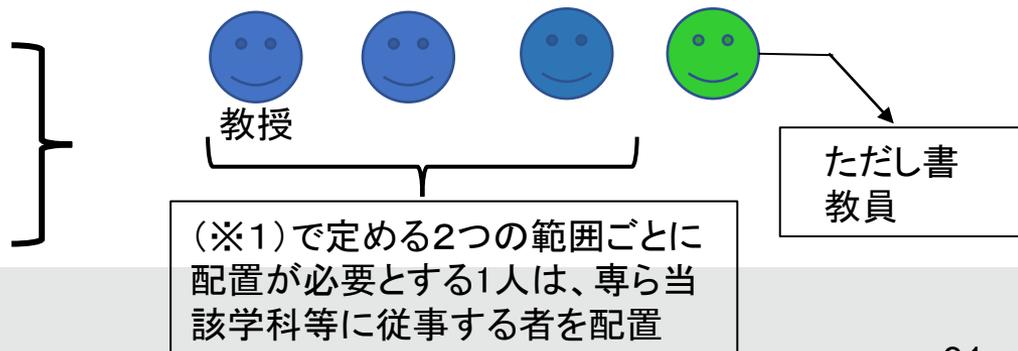
■ 中高養栄の課程の入学定員

1,200人以下の場合、必要教職専任教員数が3人以下であるため、「ただし書教員」の算入は不可

■ 中高養栄の課程の入学定員

1,201人以上の場合、必要教職専任教員数が4人であるため、4人のうち1人までは「ただし書教員」の算入が可能

(※1)の配置基準に留意すること



4. 教育研究実施組織 — 基幹教員の算入について⑤

【特別支援学校の場合】

免状状に定められることとなる 特別支援教育領域 特別支援教育に関する科目		視覚障害者 に関する教育	聴覚障害者 に関する教育	知的障害者 に関する教育	肢体不自由 者に関する 教育	病弱者に関 する教育
特別支援教育の基礎理論に関 する科目		1人以上				
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害ある 幼児、児童又は生 徒の心理、生理及 び病理に関する 科目	1人以上	1人以上		1人以上	
	心身に障害のあ る幼児、児童又は 生徒の教育課程 及び指導法に関 する科目	1人以上	1人以上		1人以上	

基準4-5(4)

(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、**本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内**で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

■ 知的・肢体・病弱領域の場合
必要教職専任教員数が3人であるため、
「ただし書教員」の算入は不可

■ 視覚・聴覚・知的・肢体・病弱領域の場合
必要教職専任教員数が合計7人であるため、
7人のうち1人までは「ただし書教員」の
算入が可能

4. 教育研究実施組織 — 教員審査の基本的な考え方

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められない。

○教職課程認定基準3

(6) 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項3

(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方 (平成23年課程認定委員会決定)

1. 基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。



手引き(別冊)のQ&A「教育研究業績書について」の項目を必ずご確認ください。



4. 教育研究実施組織 — 実務家教員の審査について

実務家教員については、学校現場での経験や実績も含めた総合的な判断により、審査を行う。(ただし、活字業績は必要。)

○教職課程認定審査の確認事項3

(1) 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、**総合的に判断するものとする。**

○「教育又は研究上の業績及び実績の考え方」

2 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- ・ 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、**著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要**である。
- ・ 上記の発表記録や著作等には、**実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要**である。

○「教育研究業績書」の様式

「担当授業科目に関する研究業績等」

- ・ 著書
- ・ 学術論文等
- ・ **教育実践記録等(※)**
- ・ その他

※「教育実践記録等」とは <手引きの記述>

(教育実践記録等)は、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)を記載すること。)

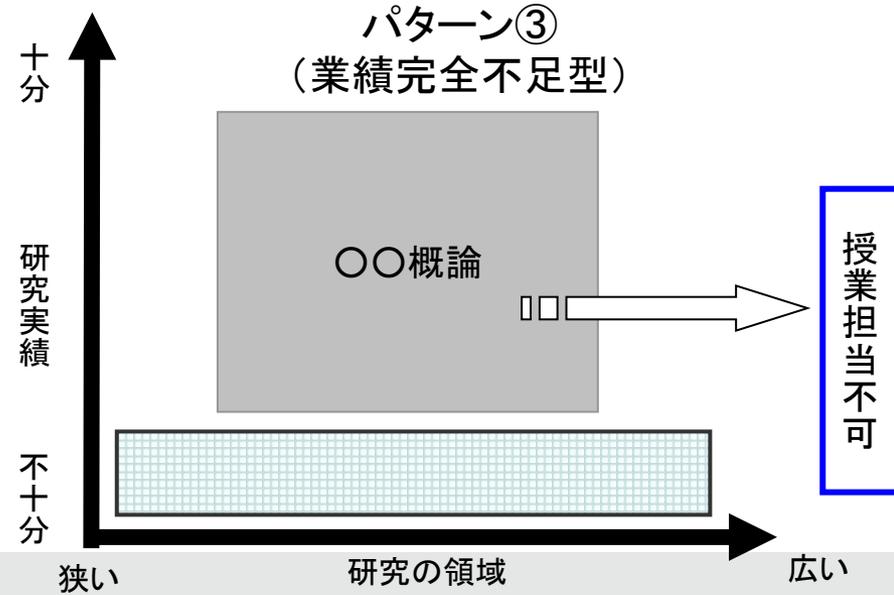
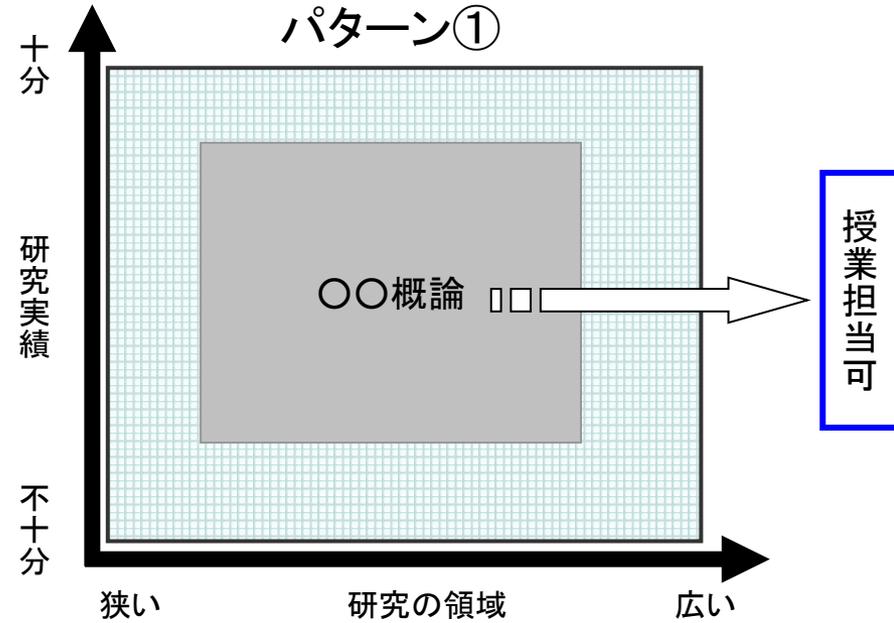
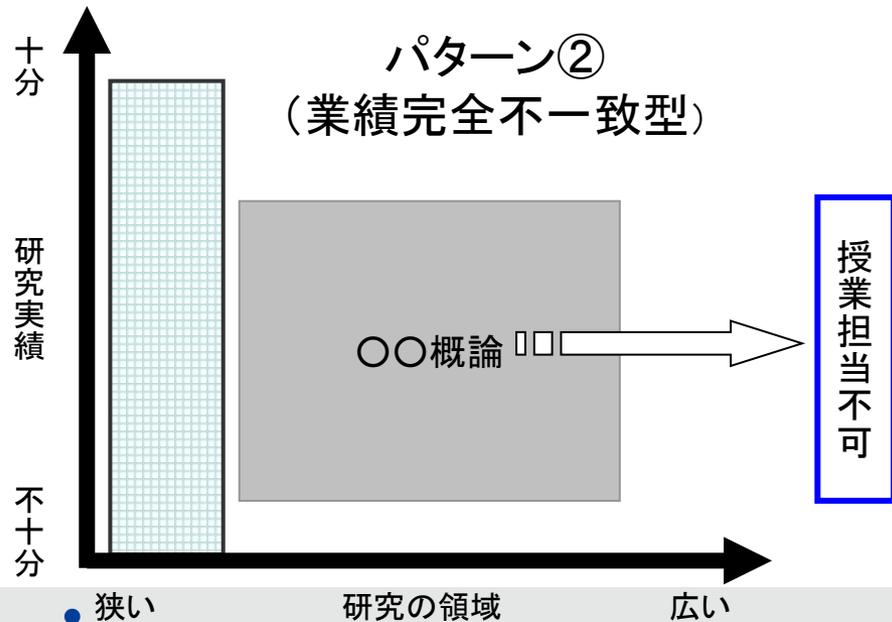


4. 教育研究実施組織

— 教員審査のイメージ①

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績



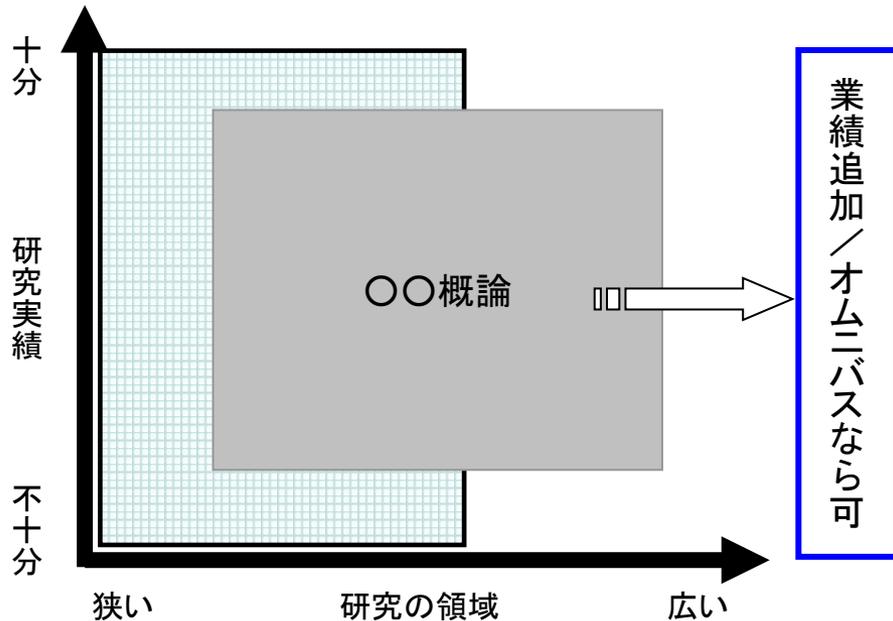
4. 教育研究実施組織

一 教員審査のイメージ②

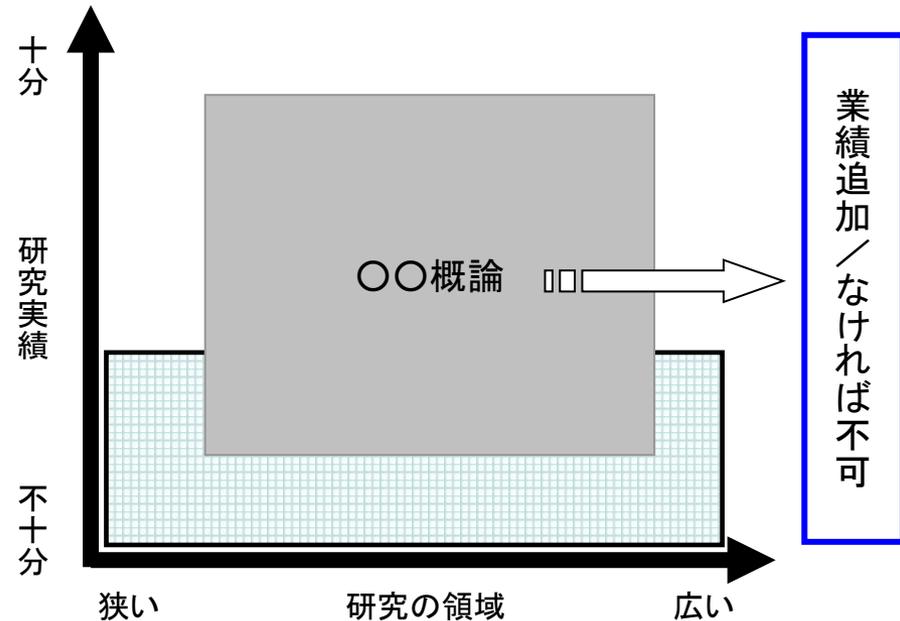
(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

 : 活字業績

パターン④
(業績範囲一部不一致型)



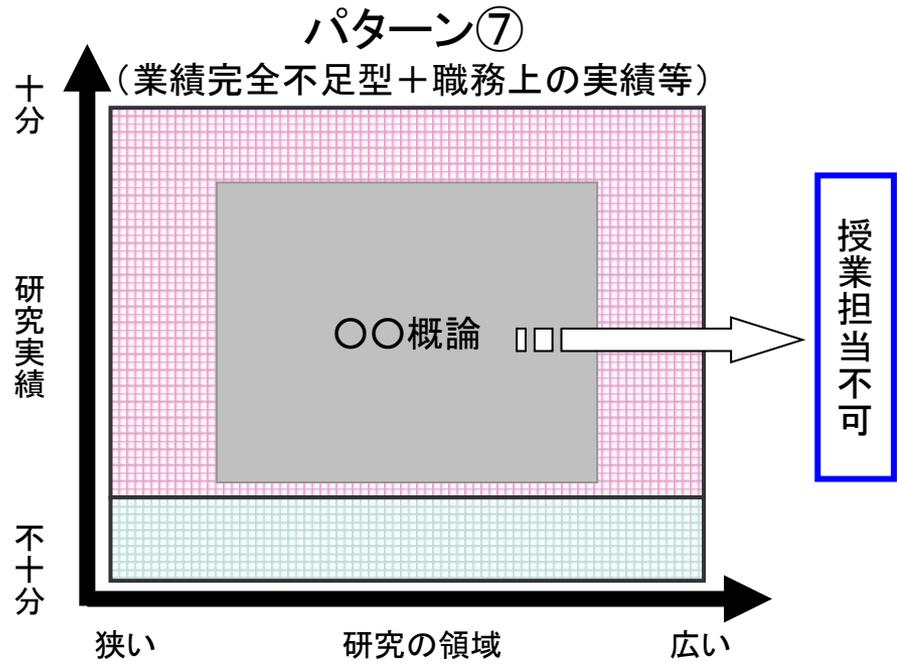
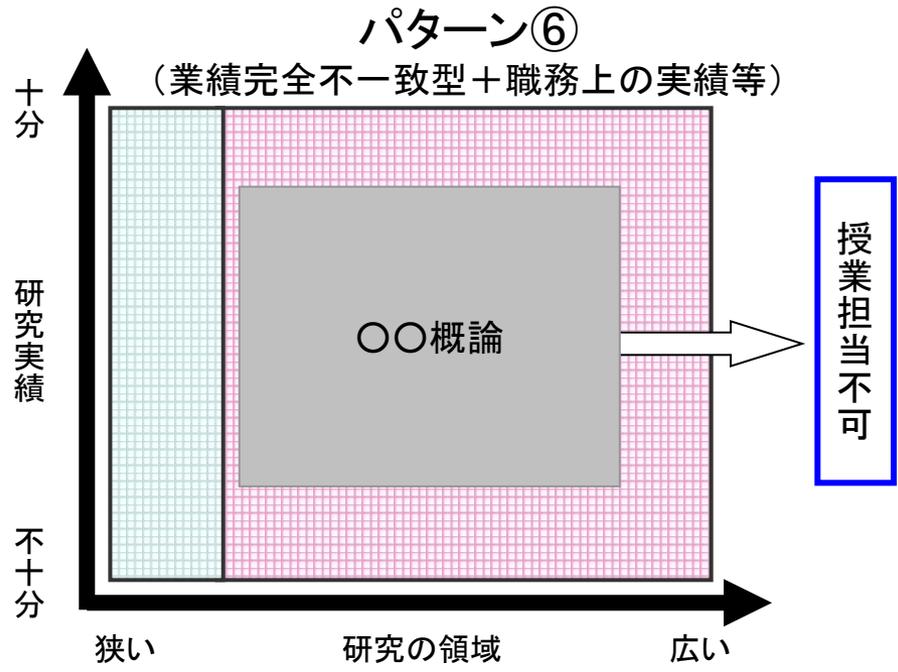
パターン⑤
(業績一部不足型)



4. 教育研究実施組織 — 教員審査のイメージ③

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

: 活字業績
 : 職務上の実績等



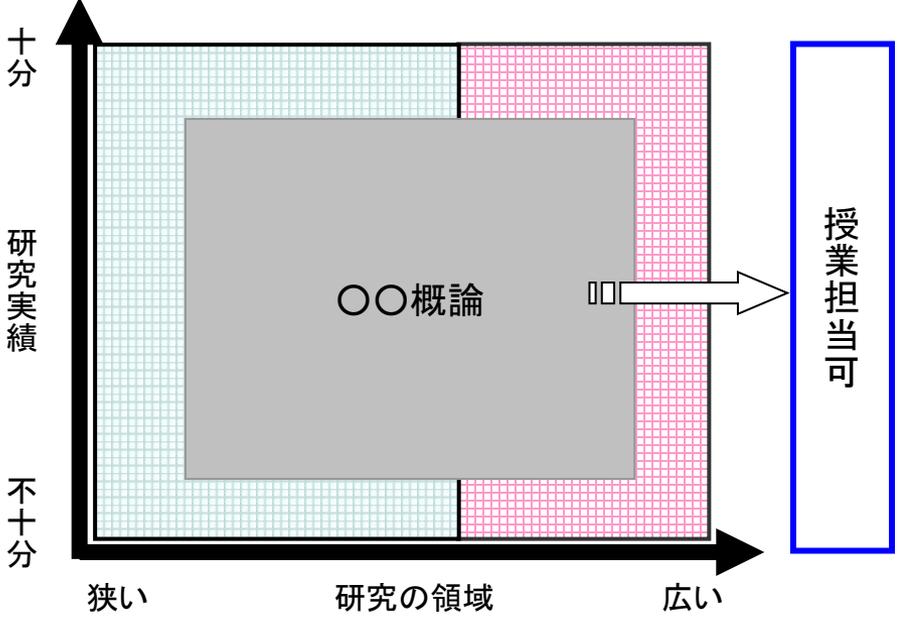
4. 教育研究実施組織 — 教員審査のイメージ④

(※あくまでもイメージ図であり、何割あればよいかなど数値を示すものではない。)

: 活字業績
 : 職務上の実績等

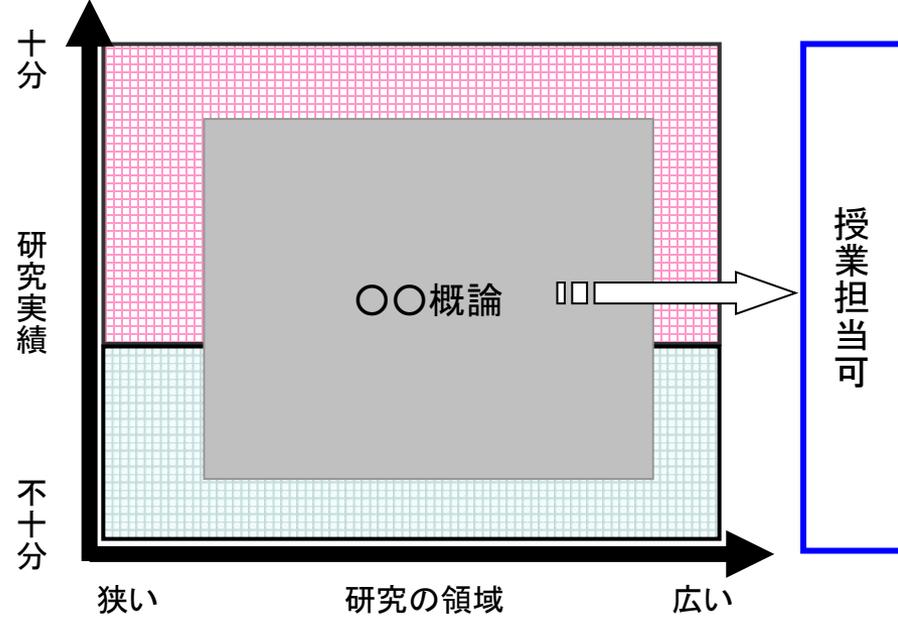
パターン⑧

(業績範囲一部不一致型+職務上の実績等)



パターン⑨

(業績一部不足型+職務上の実績等)



5. 関係手続



5. 関係手続 ー 各種変更届等

事項	提出期限等	手続	備考
○ICT事項科目変更届 (小・中・高の課程)	令和5年2月末日	変更届 ※ICT事項科目変更届(➤令和3年8月27日付け事務連絡)	※令和4年2月の変更届に未対応の場合、令和5年2月未までに変更届の提出が必要(今回の提出が最終締切)
○特支免コアカリキュラムに対応した変更届	①令和5年2月末日 ②令和6年1月末日	変更届 ※特支免コアカリ対応変更届(➤令和4年10月3日付け事務連絡)	※令和5年4月開始の場合は①までに、それ以外の大学で課程認定の審査を受けない大学は、②までに提出。
○教職課程認定審査の確認事項1(1)③若しくは1(1)④に基づく変更届	①令和5年9月末日 ②令和5年11月末日	変更届 ➤手引きP107～	※締切は①又は②の2回 ※課程認定委員会の審査結果により、改組前後で同一と認められなかった場合は、通常の課程認定申請が必要
○通常の変更届等	変更予定の教育課程を実施する前まで (令和5年4月開始なら、令和5年3月末までに提出)	変更届 ➤手引きP107～	※変更内容が、免許法令、課程認定基準等を満たしているか、各大学においてよく確認の上、提出のこと

5. 関係手続 — 通常の変更届

科目の変更届は、授業科目の改廃だけでなく、開設方法が変更となるケースも手続を行うこと。

- 例)
- ・ 連携開設科目への変更
 - ・ 共通開設科目への変更 等

→ 科目の開設前に変更届の提出が必要



5. 関係手続 — 確認事項1(1)③、④に基づく変更届①

教職課程認定審査の確認事項1(1)③と1(1)④

課程認定を受けている学科等が届出設置等により改組する場合において、改組前後での課程が概ね同一と認められ、かつ基準を満たしている場合は、改めて課程認定の申請を行う必要がない ➤ ただし、**その確認のための変更届は必要**

	1 (1) ③	1 (1) ④
「設置申請」の手続	<p>届出（国公立大学の場合）</p> <p>学校教育法第4条第2項第1号及び第3号で定める事項として学校教育法施行令第23条の2第1項第1号に規定する学科の設置（国公立大学においてこれに準ずる手続（国立大学の場合は「事前伺い」、公立大学の場合は学校教育法施行令第26条第1項による学則変更の届出）を含む。）を行う場合</p>	<p>認可申請（国公立大学の場合）かつ、教員審査の省略が認められる場合</p> <p>既設の大学又は学科等を廃止し、その職員組織等を基に大学又は学科等を設置する場合であって、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第2条第5項又は第3条第6項（第4条において準用する場合を含む）に該当するもの（国立大学においてこれに準ずる手続を含む。）</p>

※ 1(1)④について、認可申請及び意見伺いの手続により大学や学部・学科等を設置する場合でも、教員審査の省略が認められていない場合は、これに該当しない。認可申請及び意見伺いの手続において教員審査の省略が認められるかどうかを、文部科学省の担当部署に確認すること。

5. 関係手続 — 確認事項1(1)③、④に基づく変更届②

- ・ 学科等を設置(分離)する場合においては、教職課程認定を受けることが原則であるため、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に該当する可能性のある学科等であっても、変更届の提出は必須ではない。
- ・ 審査の結果、変更届による変更が認められなかった場合や、教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出しなかった場合は、課程認定申請が必要となる。
- ・ 教職課程認定審査の確認事項1(1)③、④に基づく変更届を提出する場合は、課程認定申請を必要とするかどうかを判断する必要があるため、認定年度の前々年度に提出。(令和7年度開設の場合は令和5年9月末、11月末締切)

【課程認定委員会による審査】 ※審査の考え方は、1(1)③と1(1)④で同じ

1. 従前及び改組後の両方の教職課程において、教職課程認定基準等を満たしている

教職専任教員の配置、授業科目の開設、幼稚園・小学校の課程の「教員養成を主たる目的とする学科等」、中学校・高等学校等の課程の「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」等の基準を満たしていることが必要。

2. 従前と改組後の学科等の教職課程が概ね同一である

学科の分割により授業科目や教職専任教員が大幅に減少する場合、教養学科を専門学科に先鋭化させる改組を行う場合又はその逆、教職課程において科目名称や授業内容の全面的な刷新を行う場合等は概ね同一とは認められない。



「教職課程が概ね同一」というのは、教職専門科目のみではなく、教科専門科目も含めた教職課程全体で判断。



6. その他



6. その他(課程認定に係る情報の公開について)

1. 公開する議事要旨・資料の種類と範囲

1	議事要旨	教員個人の審査に係る内容を除く議事
2	審査経過資料	教員個人の審査に係る内容を除く経過資料 ・課程認定申請書に対する審査意見 ・審査意見への対応を記載した書類
3	審査結果	教員個人の審査に係る内容を除く審査結果
4	教職課程認定申請書	教員個人に関する書類(※)を除く全ての資料 (※様式第4号:①履歴書、②教育研究業績書、③教員就任承諾書)

2. 公開方法

○インターネットによる公表

3. 公開時期

○令和4年度審査大学(令和5年度課程認定大学等)から適用

○審査が全て終了(今年度は11月に終了)した年度の翌年度以降、順次公表

6. その他(全学的な体制整備・自己点検評価等 ①)

■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

教職課程の自己点検・評価

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

➤ 自己点検・評価の基本的考え方

各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施(教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照)

その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要

また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要

・ 基本的な手順 ・ 実施間隔 ・ 実施単位 ・ 実施体制

➤ 自己点検・評価の観点の例示

①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導(学生の受け入れ、学生支援) ⑦関係機関等との連携

※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観点を取り込みつつ実施する方法なども考えられる



6. その他(全学的な体制整備・自己点検評価等 ②)

全学的に教職課程を実施する組織体制

➤ 必要性

授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織(中核組織)が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要

➤ 役割・機能(例示)

①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施(シラバスの確認の実施を含む) ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施(「履修カルテ」の作成・管理を含む) ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる

➤ 中核組織の形態

センター的組織(果たすべき役割・機能を自ら実施)や、委員会的組織(既存の組織間の調整機能を重視)等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

参考

- 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/160/index.html
- 教学マネジメント
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html



骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は失効者等 免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文中で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や**養成課程の履修学生への啓発**等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。



6. その他（児童生徒性暴力等の防止等について①）

○【動画】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～



- 教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等についてまとめた啓発動画。教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業、授業外の取組等においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

- (参考) 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

6. その他（児童生徒性暴力等の防止等について②）

○【動画】児童生徒性暴力等の特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。

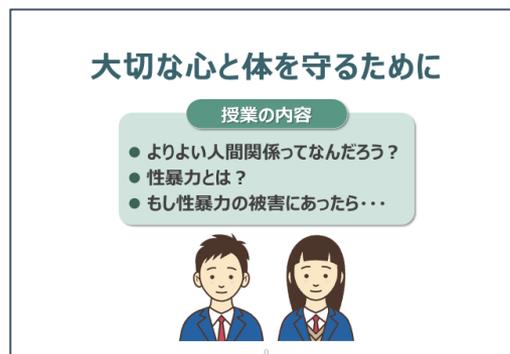
<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>



○【教材】「生命(いのち)の安全教育」

子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。



(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



(↑小学校(低・中学年)向け)

